

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称
水戸市使用料等審議会
- 2 開催日時
平成27年7月16日（木） 午前9時00分から午前10時30分まで
- 3 開催場所
水戸市役所南側臨時庁舎2階農業委員会室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 水戸市使用料等審議会委員
後藤斌，田所信子，外岡明子，高畑健兒，佐藤平八郎，大津順一郎，高島和子，
根本順一，永井教子，中村眞一，栗原庸子，林寛一，比佐敬
 - (2) 執行機関
水戸市長 高橋靖，財務部長 秋葉宗志，財政課長 梅澤正樹，
財政課課長補佐 佐藤直明，財政課財政係長 大谷俊，財政課財政係係員 春日剛
- 5 議題及び公開・非公開の別
委員委嘱状の交付，水戸市使用料の改定について（諮問），審議会の今後の進め方の決定等
（公開）
- 6 非公開の理由
適用なし
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る。）
0人
- 8 会議資料の名称
諮問書（写），水戸市使用料等審議会委員名簿，水戸市使用料等審議会条例，水戸市財政の
現状（資料1），平成27年度当初予算の概要（資料2），審議会の今後の進め方（案）につ
いて（資料3），平成24，25年度審議会の諮問・答申（資料4），平成24，25年度審議会答
申に基づく改定状況（資料5），水戸市使用料等審議会日程（案）（資料6）
- 9 発言の内容
別紙のとおり

別 紙

執行機関 本日は、お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。
ただ今から第1回の使用料等審議会を始めさせていただきます。
財政課長の梅澤と申します。議事に入りますまでの間、進行を務めさせてさせていただきます。
なお、本日は____様と____様が御都合により、欠席との御連絡がありました。
それでは、初めに、皆様に委嘱状の交付をさせていただきます。
高橋市長が順番に皆様のお席を回りますので、お名前を申し上げましたら、順番に席をお立ちいただき、委嘱状をお受け取りいただきたいと思っております。

(委員予定者に対し、委嘱状を交付)

執行機関 ありがとうございます。次に、高橋市長から御挨拶を申し上げます。
高橋市長、よろしく願いいたします。

市 長 皆さんおはようございます。
本日は、大変お忙しいところ、第1回水戸市使用料等審議会に御参加いただきまして誠にありがとうございます。ただ今皆様方に委嘱状を交付させていただきましたが、それぞれの立場で審議委員をお引き受けいただきましたことに、心から御礼と感謝を申し上げます。
皆様方にはこれから2年間にわたりまして、本市の使用料あるいは手数料等の受益者負担の適正化等の御議論を活発にいただくこととなりますので、忌憚ない御意見を頂ければと思っております。御存知のとおり少子化、高齢化、人口減少ということで非常に難しい事態を迎えております。私たちも行財政状況は決して良い状況ではありませんし、しっかりとした財政規律を守りながら行政運営を図っていかねばならないという立場にあるわけでございます。そのような中で皆様方に様々な使用料や手数料等についてこれから諮問をさせていただくわけですが、私たちが公共政策としてやっていく部分と、市民の皆様方に協働という観点から御協力を頂かなければならない部分と、その案配というものを市民目線で御議論いただければ有り難いと思っております。
私たちも政治判断や行政判断という言葉がありまして、こういう形でこの部分は公共政策で担っていこう、この部分は皆様方に御協力いただいて負担をしていただく、といったところは、私たちもできるだけ的確適正に市民目線に立った形で行っていきたいと思っております。できることなら私たちも料金改定は行いたくないですし、当然、できるだけ皆様方に安い使用料、料金で行政サービスを受けていただきたいという気持ちはあるものの、全体的に水戸市の行財政状況を皆様方にお示しして、こういう状況であれば市民はこういう部分で協力しなければならないだろう、あるいは、行政はこの部分を努力しなければならないだろう、そういうところを皆様方に御議論をいただければと思っております。これから受益者負担という部分について厳しい判断をしていかねばなりません。そのためにはバックグラウンドとして私たちも雑巾の最後の一滴を絞るくらいの行財政改革を行って、市民に情報公開と説明責任を果た

して、その上で御理解をいただくというような作業をしていかなければならないと思っております。そういったいろいろな背景の資料を皆様方にお出しさせていただきたいと思っておりますので、有用な忌憚ない御意見を頂きたいと思っております。例えば、皆さんが毎日利用する家の前の道路は、舗装も改良も維持管理も市役所がお金を出します。皆様方に毎日利用するので使用料を下さいということは通じないと思っております。一方で、全員がサービスを受けていない分野もございます。例えば、今回お諮りする下水道や農業集落排水は受益者だけがサービスを受けています。水戸市民全員がサービスを受けているわけではない部分についてどれだけ税金で賄っていくか、足りない部分についてはどれだけ受益者に負担していただくか。保育所、幼稚園、ごみ処理手数料についてもこの部分は役所がやらなければ駄目だろう、この部分は受益者や利益を受けている人たちが負担すべきだろうという案配を、的確に私たちも定めていかなければならないという部分もあります。是非皆様方に的確な御意見を頂ければ有り難いと思っております。非常に難しい課題を皆様方に投げかけるということになりますが、これまで培ってきたいろいろな経験を踏まえて、皆様方に御意見を頂ければと思っております。キーワードは持続可能です。持続可能なものとして行政サービスをずっとずっと続けていかなければなりません。誰かがババを引いて、そこでババ抜き終了というゲームにするわけにはいきません。

私の市長応接室に「分甘共苦」という言葉が伝統的に掲げてあります。意味を調べると喜びは分かち合えば2倍になる、苦しみも分かち合えば比重が下がっていくという内容でした。誰か1人だけが負担をするということではなくて、その案配で皆さんにそれぞれの責任の中で負担を担っていただく、そのことにより制度が持続可能なものとしてサービスを提供することができる。そのようなことを行政の責任としてしっかり将来展望を見いだしていきたいと思っておりますので、皆様方に御指導御鞭撻を頂ければと思っております。これから2年間皆様方には、今回諮問させていただきます下水道と農業集落排水のほかに別の部分についても、今後諮らせていただきます機会があると思っておりますので、いろいろお世話になりますが、様々な御意見を頂き、より良い行政運営をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上を私からの挨拶とさせていただきます。どうぞ皆様よろしく願いいたします。

執行機関 続きますして、諮問書の交付をさせていただきます。

諮問書の受理につきましては、委員のうち最年長者であります____様をお願いしたいと思います。____様、前のほうへお願いします。

市長 (諮問書の読上げ)
(市長から____委員へ諮問書交付)

執行機関 ありがとうございました。

諮問書につきましては、皆様のお手元に写しをお配りしておりますので、御参照いただきたいと思います。

なお、市長は公務のため、以上を持ちまして退席させていただきます。

(市長退席)

執行機関 それでは続きまして、事務局職員を紹介申し上げます。

(財務部長から順に事務局職員自己紹介)

執行機関 本日は第1回の審議会となり、皆様には初めてお集まりいただきましたので、ここでそれぞれ自己紹介をお願いしたいと存じます。先ほど委嘱状を交付した順番に御紹介をお願いします。

それでは、___様からお願いいたします。

(各委員順に自己紹介)

執行機関 ありがとうございます。

続きまして、使用料等審議会の概要について御説明いたします。御手元の資料「水戸市使用料等審議会条例」を御覧ください。

第1条は審議会設置の趣旨でありまして、本市が徴収する使用料、手数料等の受益者負担金の適正化を図るため、審議会を置くことと定めております。第2条は審議会の所掌する事項について、使用料等の額の算定及び改定に関する事、その他必要と認められる事項としております。また、第4条は委員の任期を2年と定め、第5条においては、審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置くことと定めております。第6条は、会議について規定しておりますが、審議会は、委員の2分の1以上の出席委員の過半数をもって決することなどを定めております。

以上、審議会条例の概要でございますが、ここで第5条に基づき、会長及び副会長の選出に移りたいと存じます。

それでは、皆様にお計りいたします。会長・副会長の選出についてはいかがいたしましょうか。

委 員 (事務局に一任の声)

執行機関 ありがとうございます。

事務局に一任という声を頂きましたので、事務局といたしましては、会長につきましては___委員に、副会長につきましては___委員をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

委 員 異議なし

(拍手)

執行機関 御承認ありがとうございます。会長を___委員に、副会長を___委員にお願いいたします。よろしくお願いたします

それでは、___会長、___副会長、前のほうのお席をお願いいたします。

(会長、副会長移動)

会 長 　ただ今会長に互選されました____と申します。重い役ではございますが、私なりに皆様からのいろいろな御意見を集約して、できるだけ円滑な会議ができるように努力したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

副 会 長 　ただ今副会長に選出されました____でございます。会長を補佐いたしまして、スムーズな審議会運営に努めてまいりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

会 長 　それでは、議事を進めることといたします。
まず、審議に先立ちまして、審議の前提となる水戸市の財政状況等について、事務局から説明をお願いします。

執行機関 　それでは、審議の前提といたしまして水戸市財政の現状等について説明いたします。
(資料1、2について説明)

会 長 　ありがとうございました。
ただ今水戸市の財政状況についての概要を説明していただきました。何か御質問等ございましたらお願いします。

水戸市の財政状況の全般を見ますと概ね良い方向に進んでいるように見えるのですが、第6次総合計画に重点化プロジェクト等が示されまして、それから行財政改革等を同時に進めることによって、財政の状況も変わっていると思います。その点は大丈夫でしょうか。

執行機関 　水戸市の財政状況ですが、市債の残高が減っている、財政調整基金の残高が増えているというのがここ数年の流れとなっております。資料1の5ページに市債残高の推移がございまして、うち普通債という欄が一般的に税金で返す部分を指しています。うち臨財債というのは、臨時財政対策債というもので国が償還の補償をしているものです。普通債残高は平成16年度の848億円から平成25年度には541億円となり、実質的には市民負担分の市債残高は減っております。

あとは、基金残高も6ページのグラフで示したとおり、平成21年度に東日本大震災で落ちた後、行財政改革により基金の残高も増えております。

一方で、資料2の予算の概要の中でどうなるかといいますと、第6次総合計画ということで前半の5年でまちづくり重点プロジェクトを推進するというものです。

基金につきましては6ページです。財政調整基金というのは年度間の財源の不足を補うものですが、平成26年度末には99億円まで積み上がりましたが、平成27年度に16億円取り崩しますので83億円となっております。

市債は7ページですが、今までは一般会計でどんどん落ちてきております。しかし、平成26年度末の普通債等残高は517億円ですが、平成27年度末には536億円ということで多少増えます。

ここ5年間は、重点プロジェクトの推進と庁舎、市民会館、新ごみ処理施設、東町体育館の4大プロジェクトといわれている事業がありますので、基金は減りますし、市債残高は増えていくと思います。ただ、平成17年のバブル崩壊後の10年経過した頃、そこが近年では、最も財政状況が悪化した時点ではありますが、その状態にまでは

ならない見込みとなっております。

会 長 ありがとうございます。どんなことでもいいと思いますが何かありますか。
(意見なし)

執行機関 事務局から補足させていただきますと、市税については400億円前後で10年間多少の景気の動向により増減はありますが、安定しております。

資料1の財政の現状の4ページの歳出の推移というものがございます。民生費と土木費というのがございます。民生費は福祉の経費で、土木費というのは建設関係で、道路を造ったり、公園を造ったり、公営住宅を建てたりする経費です。この民生費と土木費との関係性ですが、民生費は平成15年の決算額を100とすると、平成25年度が200.6%となり、約2倍になっております。

一方で、土木費は平成15年度を100とすると、平成25年度は64.3%というのが水戸市の現状です。社会保障費の増大は全国的な傾向であり、水戸市でもこのような状態なので、もっと少子高齢化が進んでいるところは福祉に係る経費の割合が更に増えていると思われれます。しかし、それに比例する形で税金は増えておりませんので、資金がシフトして土木費が抑制されているところを御理解いただけると有り難いです。

会 長 全体のことで、こういう財政状況になっているということを確認していただいたところで、あとは資料2についてはお時間があるときに目を通していただきたいと思えます。

次に、今後の審議会の進め方について事務局から説明をお願いします。

執行機関 それでは今後の進め方について説明させていただきます。

資料3の審議会の今後の進め方を御覧ください。まず、使用料及び手数料ということで皆さんにお話ししておりますが、使用料とは施設を利用したときに徴収する収入のことをいいます。これは、法律で決まっております、地方自治法225条に使用料を徴収することができるものと定められております。使用料を定める場合、市は必ず議会にお諮りして条例を定めるものでございます。下に例がございしますが、市が運営している自転車駐車場や幼稚園などいろいろな施設が明記されておりますが、特定の方が受益を受ける場合にはある程度の負担を頂くというのが使用料になります。

また、職員から受ける人的なサービスに対する対価として徴収する収入を手数料と呼んでおります。こちらも地方自治法227条で手数料を徴収することができるとなっております、議会にお諮りして条例で料金を決めるものです。例としましては、住民票の発行やごみ処理手数料、し尿処理手数料などがあります。

過去の審議会は3回実施しております、第1回は平成16年度、平成17年度、第2回は平成20年度、第3回は平成24年度、平成25年度に実施しております。前回は平成24年度に下水道と農業集落排水を検討し、平成25年度はその他について御審議いただきました。農業集落排水処理施設というのは下水道と同じですが、地区毎の処理施設で処理しております。先ほど市長から諮問がありましたとおり、今回も2年に分けて、今年度につきましては、下水道と農業排水処理施設について御検討いただきまして、来年度はその他の使用料手数料について、御検討いただきたいと事務局

では考えております。

水戸市では行政改革プラン2013というものを定めておりまして、受益者負担の適正化を実施しますという項目を掲げております。この中で下水道・農業集落排水処理施設使用料は平成25年度改定となっております。前回の審議会は、この位置付けに基づき、平成24年度に検討を行って、平成25年度に改定を行いました。次は、3年後の平成27年度に改定の検討を行うと位置付けておりまして、それが今回の審議会となります。その他の使用料手数料については平成25年度に改定の検討を行って、平成26年度に改定を行いました。ですので、平成28年度に改定の検討を実施して、平成29年度に改定を実施したいと考えております。

このように、審議会の進め方については今年度は下水道・農業集落排水処理施設使用料を行い、来年度はその他の使用料手数料を行うということで、自転車駐車場や証明手数料等の料金を検討いただきたいと思いますと考えております。また、附属機関の会議については、原則公開ということで水戸市では定めております。原則傍聴が可能で支障がある場合のみ非公開にすることは可能ですが、当審議会については、公開で進めていきたいと考えておりますので御了承いただきたいと思います。

それでは、2年に分けて実施したいと御説明しましたが、前回の平成24年度、平成25年度の答申内容について、資料4により説明いたします。

(資料4に基づき説明)

次に、資料4の答申を踏まえた実際の改定状況について、資料5により説明いたします。

(資料5に基づき説明)

続きまして、資料6ですが先ほど説明したとおり2年に分けまして、平成27年度は下水道・農業集落排水処理施設使用料の改定を検討していただきたいと思います。平成28年度はその他の使用料・手数料について検討をお願いしたいというのが事務局の考えとなっております。

会 長 ただ今、今後のスケジュールについて説明がございました。当審議会は、使用料・手数料について3年ごとに見直すということで、今年度は下水道・農業集落排水処理施設使用料について検討を行い、次年度はその他の使用料と手数料を検討し、見直し内容については、1年ごとにそれぞれ市長に答申を出していくということになります。

市民目線から見て適正な料金というのをここで提案していくわけですが、それについては、今後、行政あるいは議会等の専門的な検討を経ながら、若干の修正はあり得るということです。

最後に今年度の日程について7月から10月上旬までの日程を決めていくということの説明がありました。

何か御意見等ございましたら御自由にお願ひします。

委 員 使用料等の改定ということで諮問を受けておりますが、過去の事例で使用料若しくは手数料の金額を下げた事例はありますか。

会 長 それでは事務局の方で下がったことがあったのかということと、下げることも検討内容に含めていいのかということをお願いいたします。

執行機関 今調べておりますが、第1回の時に経費を算定して、現在価格と経費を比べた結果、一つだけ手数料を下げたと記憶しております。

執行機関 住宅用家屋の証明手数料で1,300円というものがありませんでしたが、コストを計算しますと料金が高めであるという結果が出ましたので、他の証明書と同様の350円に下げたままです。当初は複雑な作業のため1,300円くらいの手間がかかるということで据え置いておりましたが、改めて計算したところ下げるべきだという御指摘を受けて下げたものでございます。前回は、自転車駐車のよう、結果的には下げませんが、料金を下げるべきと御意見を頂いたのもございます。それぞれの使用料手数料については、事務コストを算出しますので、高すぎれば下げるという可能性もあると考えております。

会 長 下げることや据え置きはあり得るということで、忌憚ない御意見を頂ければと思います。今回の審議会事務局の日程案で進めていくことと決定いたします。そのほか、事務局から何かありますか。

執行機関 今後の日程について説明させていただきます。

今年度につきましては、今御了承いただいたとおり下水道使用料と農業集落排水施設使用料の2つについて御審議いただくわけですが、次回以降本格的な審議に入ってまいりたいと考えております。2つの使用料を同時に進めていきますと錯綜してしまう部分もありますので、事務局といたしましては、先に下水道使用料についての審議を先行して行い、その後農業集落排水処理施設使用料について審議をお願いしたいと考えております。

次回以降の日程について説明いたします。

(資料6に基づき説明)

会 長 ありがとうございます。次からは下水道使用料の改定案について説明していただき検討して、8月6日には結論を出していくという方向でございます。私も含めて、いろいろ分からないこともあるかと思いますが、分からないことがあれば気軽に事務局に御質問いただければと思います。また、財政を通して市の状況について勉強して、自らが市政に参加していくということで努力していこうということであります。

これもちまして、本日の審議会の議事は全て終了いたしました。今後とも、皆様の御協力を頂きながら、円滑な審議を進めていきたいと考えております。本日もありがとうございます。